

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業



事業の趣旨

県産材利用を通じて森林資源の循環利用を促進し、森林を健全な状態に維持することにつながるため、一定の要件を満たした民間の施設整備について、県産材使用に係る経費の一部を助成します

※本事業の財源は、全て「いしかわ森林環境税」を活用しています

補助対象施設

- 石川県内に所在し、次の要件を満たす木造または木質内外装が行われる施設

助成区分(いずれか選択)	補助対象施設
木造	次の要件を全て満たす施設 ① 県産木材の使用量が全体木材使用量の50%以上 ただし県産材使用量が30m ³ を超える場合はこの限りでない ② 延床面積150m ² 以上
木質内外装	県産材を使用した木質内外装の見える部分の施工面積が30m ² 以上

- 民間事業者が整備する店舗や事務所等の民間施設
- 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設計、建築する施設 等

助成内容

(1) 補助率

県産材の材料費、県産材の工事費及び設計費（設計費は木造に限る）※の1/2
県産材を使用した木質新材（CLT、不燃木材、耐火集成材）の材料費※の3/4
※ 他の助成制度を活用する場合は、他の助成金を控除した額

(2) 補助上限額

木 造：延床面積に応じて200万円～750万円
木質内外装：300万円

助成区分（いずれか選択）			補助上限額	
木造	延床面積	150m ² 以上～300m ² 未満	200万円	(新材使用) 300万円
		300m ² 以上～400m ² 未満	300万円	450万円
		400m ² 以上～500m ² 未満	400万円	600万円
		500m ² 以上	500万円	750万円
	木質内外装		200万円	300万円

詳しくはHPを
チェック



補助金の申込と注意事項

事業計画承認申請書および添付書類を工事契約締結後、木工事着工前までに森林管理課のメールアドレス、又は施設の所在する市町を管轄する農林総合事務所まで提出願います。
なお、補助金申込が予算の範囲を超える時は、申込の受付を終了します。
本事業の活用を検討される方は、まずは下記問い合わせ先まで、ご相談ください。

※工事の開始から完成までの間に年度をまたぐ施設については、完成する年度の予算成立が前提となりますが、補助金を申込むことができます（詳細はお問合せ先まで相談ください）

お問合せ先

石川県農林水産部森林管理課 森林資源利活用グループ まで
Tel : 076-225-1643 Fax : 076-225-1645
mail: shinkan@pref.ishikawa.lg.jp